

広島市告示（安佐北区）第96号

令和8年8月24日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年8月24日から令和8年9月7日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 寛

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	安佐北2区 258号線	安佐北区落合南七丁目411番1 安佐北区落合南七丁目354番2	地先から 地先まで 令和8年8月24日